

議第25号

京都市美術館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「の振興」を「を中心とする文化芸術の振興による市民の豊かな生活の形成」に、「を収集し、保管し、及び展示するとともに、美術に関する調査、研究」を「の収集、保管、展示」に改める。

第2条第4号中「等の開催」を「その他市民の生涯学習の機会の提供」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 美術館を拠点とした京都の魅力及び日本文化の発信

(7) 文化芸術を通じた賑わいづくり

第3条中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後6時まで」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第5条第1項中「者」の右に「(以下「観覧者」という。)」を加え、「額の範囲内において別に定める」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」の右に「, 第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、観覧者が展示室における展示の観覧と併せて他の施設を利用し、又は他の事業を観覧する場合その他特に必

要があると認めるときは、別表第1に掲げる額の範囲内で、その都度別に定める観覧料を徴収することができる。

第6条の見出し中「使用」を「展示室等の使用」に改め、同条第1項中「の展示室」を「(店舗及び構内地(自動販売機又は駐車場を設置して営業する場合その他市長が適当と認める場合における当該場所に限る。以下「特定構内地」という。)を除く。)」に改め、同条第2項本文中「美術館の展示室」を「第101号展示室、第102号展示室、第103号展示室、第104号展示室、第105 a号展示室、第105 b号展示室、第106号展示室、第107号展示室、第108号展示室、第109号展示室、第110号展示室、第201号展示室、第202号展示室、第203号展示室、第204号展示室、第205号展示室、第206号展示室、第208号展示室、第209号展示室、第210号展示室、第211号展示室、第212号展示室、第213号展示室、新館企画展示室、第1展示室及び第2展示室(以下「展示室」という。)」に改める。

第7条の見出しを「(展示室等の使用料)」に改め、同条第1項中「もの(」の右に「次条の規定により店舗又は特定構内地(以下「店舗等」という。)における使用の許可を受けた者(以下「店舗等使用者」という。)を除く。」を加え、「使用者」を「貸出施設使用者」に改め、同条第4項中「使用者」を「貸出施設使用者」に、「電気又はガス」を「電気、ガス又は水道」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項本文中「前2項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、「超えて、」の右に「又は休館日に」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第7条第2項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、休館日の午前10時から午後6時までに、美術品その他これに類する物を展示し、又は社会教育の振興を図る目的のために展示室を使用する場合であって、搬入、搬出等の準備行為を行うときは、

使用料を徴収しない。

- 6 本市の区域内に存する保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学その他市長が別に定めるものが，専ら在籍する乳児，幼児，児童，生徒又は学生の作品を展示するために使用する場合は，第2項及び第3項の規定を適用しない。

第7条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず，別表第2に掲げる展示区画並びに新館企画展示室，第1展示室及び第2展示室（以下「展示区画等」という。）のうち2区分以上を使用する場合の使用料は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる方法により計算し，100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てる。この場合において，展示区画を構成する一部の展示室を使用する場合は，1区分を使用したものとして計算する。

- (1) 2区分を使用する場合 別表第2に掲げる使用料の合計額の1.1倍に相当する額
- (2) 3区分を使用する場合 別表第2に掲げる使用料の合計額の1.3倍に相当する額
- (3) 4区分以上を使用する場合 別表第2に掲げる使用料の合計額の1.5倍に相当する額

- 3 第1項の規定にかかわらず，展示区画等を1週間を超えて使用する場合の使用料は，別表第2に掲げる額（前項の規定の適用がある場合にあっては，その適用後の額）の1.1倍に相当する額とする。ただし，100円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

第16条を第21条とする。

第15条第3項中「美術」の右に「又は美術館の運営」を加え，同条を第20条とする。

第14条中「使用者」を「使用者等」に改め，同条を第19条とする。

第13条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条を第18条

とする。

第12条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第12条を第17条とする。

第11条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第16条とする。

第10条第1項中「使用者」を「貸出施設使用者及び店舗等使用者（以下「使用者等」という。）」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第15条とする。

第9条を第14条とし、第8条を第13条とする。

第7条の次に次の5条を加える。

(店舗等の使用の許可)

第8条 店舗等を使用して営業しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用期間)

第9条 店舗等の使用期間は10年以内とする。

2 前項の使用期間は、更新することができる。ただし、店舗等の使用期間の更新は、1回を超えて行うことができない。

(公募)

第10条 市長は、店舗等の使用の許可をしようとするときは、別に定める事項を明示して、当該許可を受けようとする者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考して、当該許可を受ける者を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募をするときは、その応募者に、店舗等に係る使用料の額その他市長が必要と認める事項を提案させるものとする。この場合において、市長は、その提案に係る使用料の下限となる額（以下「最低限度額」という。）を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公募を行った場合において、応募者がいないときその他市長が別に定めるときは、公募を行わずに店舗等使用

者を決定することができる。この場合において、別に定める事項を除くほか、当該公募を行うときに定めた最低限度額その他の条件を変更することができない。

(連帯保証人及び保証金)

第11条 市長は、店舗等の使用の許可に際し、必要があると認めるときは、連帯保証人を立てさせ、又は別に定める額の保証金を納入させることができる。

(店舗等の使用料等)

第12条 店舗等使用者は、土地及び建物の時価、近傍類似地の固定資産評価額、取得価額、減価償却額、使用の態様、立地条件及び公募において店舗等使用者が提案した額を勘案して、市長が定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用期間の属する年度ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 店舗等使用者は、電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

区 分	観 覧 料 (1 人 に つ き)		
	個 人		団 体
	市 内	市 外	
一 般	500 ^円	700 ^円	600 ^円
小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生		300	200

備考1 「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 「一般」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

3 市内の欄は、本市の区域内に住所を有する者について、市外の欄はその他の者について、それぞれ適用する。

別表第2 (第7条関係)

区 分		午前10時から 午後1時まで		午後2時から 午後6時まで		全 日		
		入場料 なし	入場料 あり	入場料 なし	入場料 あり	入場料 なし	入場料 あり	
本館	1階北 西展示 区画	全 面 使 用	円 10,600	円 11,700	円 14,100	円 15,600	円 24,600	円 27,100
		第101号展示室	5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
		第102号展示室	3,100	3,500	4,200	4,700	7,200	8,000
		第105 a号展示室	2,100	2,400	2,800	3,100	4,800	5,300
	1階北 東展示 区画	全 面 使 用	9,500	10,500	12,700	14,000	22,100	24,400
		第103号展示室	2,900	3,200	3,800	4,200	6,600	7,300
		第104号展示室	4,600	5,100	6,200	6,900	10,700	11,800
		第105 b号展示室	2,100	2,400	2,800	3,100	4,900	5,400
	1階南 東展示 区画	全 面 使 用	10,800	11,900	14,300	15,800	25,000	27,500
		第106号展示室	5,400	6,000	7,100	7,900	12,400	13,700
		第107号展示室	5,500	6,100	7,300	8,100	12,700	14,000
	1階南 西展示 区画	全 面 使 用	11,100	12,300	14,700	16,200	25,700	28,300
		第108号展示室	3,000	3,300	3,900	4,300	6,800	7,500
		第109号展示室	3,000	3,300	4,000	4,400	6,900	7,600
		第110号展示室	5,300	5,900	7,000	7,700	12,200	13,500
	2階北 西展示 区画	全 面 使 用	13,800	15,200	18,400	20,300	32,100	35,400
		第201号展示室	5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
		第202号展示室	3,200	3,600	4,300	4,800	7,400	8,200
		第203号展示室	2,300	2,600	3,100	3,500	5,300	5,900
		第204号展示室	3,000	3,300	4,000	4,400	7,000	7,700

2階北東展示区画	全 面 使 用	9,400	10,400	12,600	13,900	21,900	24,100
	第 205 号 展 示 室	4,200	4,700	5,600	6,200	9,700	10,700
	第 206 号 展 示 室	5,300	5,900	7,100	7,900	12,300	13,600
2階南東展示区画	全 面 使 用	10,900	12,000	14,600	16,100	25,400	28,000
	第 208 号 展 示 室	5,500	6,100	7,400	8,200	12,800	14,100
	第 209 号 展 示 室	5,500	6,100	7,300	8,100	12,700	14,000
2階南西展示区画	全 面 使 用	13,800	15,200	18,400	20,300	32,200	35,500
	第 210 号 展 示 室	3,000	3,300	4,000	4,400	7,000	7,700
	第 211 号 展 示 室	2,300	2,600	3,100	3,500	5,300	5,900
	第 212 号 展 示 室	3,200	3,600	4,300	4,800	7,400	8,200
	第 213 号 展 示 室	5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
ホ ー ル (1平方メートルにつき)		350					
北 中 庭		47,400		63,200		110,500	
多 目 的 ス ペ ー ス		15,100		20,200		35,200	
新 館 企 画 展 示 室		24,400	26,900	32,600	35,900	56,900	62,600
ギ ャ ラ リ ー		7,800		10,300		18,000	
講 演 室		16,300		21,800		38,000	
別 館	第 1 展 示 室	7,700	8,500	10,300	11,400	18,000	19,800
	第 2 展 示 室	8,700	9,600	11,600	12,800	20,300	22,400
屋 内 構 内 地 (1平方メートルにつき)		250					
屋 外 構 内 地 (1平方メートルにつき)		120					
付 属 施 設		別に定める。					
付 属 設 備		別に定める。					

備考1 「全日」とは午前10時から午後6時までをいう。

2 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義でするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 「本館」とは、美術館において別館以外の部分をいう。

4 第6条第2項ただし書の規定によりこの表に掲げる施設を使用する場合の使用料は、展示区画を構成する展示室、第1展示室又は第2展示室について当該規定を適用する場合にあってはこの表に掲げる額の3倍に相当する額、新館企画展示室について当該規定を適用する場合にあってはこの表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

5 貸出施設使用者が入場料を徴収する場合において、(1)に掲げる額が(2)に掲げる額を超えるときの使用料は、(1)に掲げる額とする。

(1) その使用に係る入場料の総額を入場料を徴収した者の数（以下「有料入場者数」という。）で除して得た額に、アからオまでに掲げる有料入場者数の区分に応じてそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額の合計額。この場合において、第6条第2項ただし書の規定により使用する場所が存する場合にあってはこの表に掲げる当該場所に係る使用料の額に4の規定を適用した後の額についてその使用日数を乗じて得た額を、この表に掲げる使用時間の区分を超えて、又は休館日に美術館を使用する場合にあってはその使用に係る場所について第7条第4項及び第5項の規定により計算した額をそれぞれ加算する。

ア 有料入場者数が1人から50,000人まで 1割

イ 有料入場者数が50,001人から100,000人まで 1割5分

ウ 有料入場者数が100,001人から200,000人まで 2割

エ 有料入場者数が200,001人から300,000人まで 2割5分

オ 有料入場者数が300,001人以上 3割

(2) この表の展示区画又は展示室の使用料の額（第7条第2項から第5項までの規定又は4の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）にその使用日数を乗じて得た額

別表第3（第7条関係）

区 分	使用料（1時間につき）
午後1時から午後8時まで	全日の使用料の2割に相当する額
午後8時から午後9時まで	全日の使用料の3割に相当する額
午前0時から午前10時まで及び午後9時から午後12時まで	その都度市長が定める。
休 館 日	全日の使用料の3割に相当する額

備考1 「全日の使用料」とは、別表第2に掲げる全日の使用料の額（第7条第2項及び第3項の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）をいう。

2 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分

以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

3 搬入、搬出等の準備行為その他現に使用している時間について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第3条、第6条及び第7条の改正規定並びに別表第1から別表第3までの改正規定（別表第2及び別表第3に係る部分に限る。）（いずれも別館の使用に関する部分に限る。） 平成32年4月1日

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他美術館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市美術館の再整備に伴い、使用料の適正化等を図る必要があるので提案する。